

第 5 期豊岡市障害福祉計画・第 1 期豊岡市障害児福祉計画グループインタビューの主な結果と課題の対応状況について

項目	区分	内容	対応状況	対応
サービスの利用	視覚	65 歳以上になると介護保険が優先となり、不安である。介護保険と障害福祉サービスとの関係が分からない。	相談支援専門員、ケアマネージャー等と情報共有を行い、一律に介護保険優先とするのではなく、利用者の意向を聞いた上で必要なサービスを受けられるように対応している。	済み
	知的	福祉サービスは利用したいが、どのようなサービスが適しているのか、利用できるのかわからない。	市 HP 等で相談窓口や制度を周知している。	済み
	重心	看護師不足もあると思うが、医療的ケアの必要な子どもを預かっている施設がない。	重心の受け入れ事業所としては、北但広域療育センターがあり、現在定員に空きがある状態。	継続
		短期入所（ショートステイ）の施設がないことで、児童も大人も困っている。遠方に行くのに本人も移動が負担である。	市内の医療型短期入所は公立豊岡病院のみ。ニーズを把握した上で、豊岡病院と協議をしていきたい。	継続
		高等部卒業後の居場所がない。住み慣れた地域で生活したい。	自立支援協議会せいかつ部会重症心身障害者（児）プロジェクトチームによる重症心身障害者児の保護者へのアンケートの分析結果を、豊岡市医療的ケア児支援連絡会議へ引き継ぐこととした。	継続
	児童	放課後等デイサービスを利用したいと思ったが、親の仕事との関係で利用できない。時間を延長してほしい。	利用時間の延長は事業所へ相談いただきたい。市から事業所に対して求めることはできない。	済み
就労支援 （一般就労）	発達	障害者就労を受け入れる企業等が非常に少ない。	自立支援協議会しごと部会において、障害者と企業の接点をつくる取組みを検討していく。 市広報誌（平成 31 年 3 月号）にて、障害者雇用に取り組む企業を紹介し、障害者雇用について、周知した。	継続
		仕事をするまでに訓練ができることや就労の準備期間がほしい。	発達障害に特化した事業所はないが、各事業所において障害特性に応じた支援に努めていただいている。 市内には就労移行支援 1 箇所、就労継続支援 A 型 4 箇所、B 型 14 箇所の事業所がある。	済み
		発達障害児は、見た目ではわからないので、就労の現場で理解されないことがある。	相談支援専門員がいる場合、発達障害の特性を事業所へ伝え、理解を求めている。 発達障害について、広く周知していきたい。	継続
		発達障害者の就労では、仕事内容のもう少し丁寧な説明書やマニュアル等が必要。	市では対応できないため、事業所の対応を期待したい。	済み
	精神	体調に合った仕事、障害への理解があればと思う。	市では対応できないため、事業所の対応を期待したい。	済み
		グループ就労で、4 人一緒に仕事に入ったが、自分以外に 3 人いることで、仕事に励みになるとともに、悩みも共有できるなど、就労への良い方法だと思っている。	自立支援協議会しごと部会において、意見を共有し、課題や取り組みについて協議する。	継続

就労支援 福祉的就労	発達	就労継続支援 A 型で仕事をしているが、少しでも仕事ができるようになると一般就労に行かされるのではないかと不安が常にある。	一般就労を強要することはないが、一般就労への可能性があれば助言される。A 型を継続するのか、一般就労へ向かうのかは十分な話し合いで決めていくことが必要であると考えている。	済み
グループホーム	精神	精神障害者だけのグループホームがあればよい。	精神障害者を対象としたグループホームは、ほおずき寮がある。	済み
日常生活支援 補装具、周囲の理解等を含む	肢体	耐用年数になれば新しい補装具にしてほしい。	修理が可能ならば修理対応。対応年数が経過し修理不可能であれば支給対応としている。	済み
	視覚	ペンシル型の録音機器が他市では日常生活用具に認められているようであり、豊岡市でも認めてほしい。	近隣の市町では給付実績もあるということだが、豊岡市では今年度眼鏡型文字読上げ器を対象品目に追加したところであり、要望された用具については、今後検討していきたい。	継続
		行政からの案内等では、封筒に発信元や内容（題名）を点字表記してほしい。	封筒には点字シールを貼り、発信元が分かるように送付している。	済み
		パソコンソフトが 5 年で更新のため、古いものになっている。	耐用年数は 5 年としており、用具の種類が異なる場合に限り耐用年数の範囲内で基準額を上限として複数回申請可としている。	済み
	聴覚	手話は言語であり、公的施設では誰でも手話でコミュニケーションできるようにならないか。また、そのためには、学校教育での取り組みが必要ではないか。	本市では本庁の総合案内、立野庁舎の社会福祉課に手話通訳者を配置している。 社会福祉協議会に福祉教育として相談があれば、手話を提案してもらうよう依頼済み。	済み
		手話通訳者派遣制度の通訳者の派遣要綱を改正してほしい。冠婚葬祭に通訳者を派遣してもらえが、制限があって利用しにくい。	平成 30 年 3 月に要綱を改正し、派遣対象者、派遣対象事由を拡大した。冠婚葬祭については、派遣対象となる親族の範囲を撤廃した。	済み
		聴覚障害者へのサポートとして、手話通訳、要約筆記など選択肢が多い方がよい。	以前から手話通訳・要約筆記の通訳者派遣事業を行っている。	済み
		手話言語条例の制定が必要である。	手話が意思疎通手段として位置付けられている、兵庫県のユニバーサル社会づくりの推進に関する条例に基づいて手話普及の取組みを進めていくため、現時点では手話言語条例の制定は考えていない。	済み
		手話通訳者と手話奉仕員との中間時期の手立てが必要である。	手話通訳者養成講座については、受講のために遠方まで通う必要があり、近隣で養成講座が開催されるよう県へ要望していきたい。	継続
		公的機関の窓口等に手話通訳者を設置してほしい。	平成 30 年度より市役所本庁の総合案内と立野庁舎社会福祉課に手話通訳者を配置している。	済み
		緊急時や夜間の急病時など、24 時間対応で手話通訳者を派遣できるようにしてほしい。	他市町の体制も参考にし、手話通訳者の対応可否について確認したうえで豊岡市としての体制を検討中である。	継続
活支援 日常生活	知的	グループホームができるということ、地域の住民が、不安を持つことがあるので、地域の人に理解をしてもらいたい。	引き続き、障害者週間などの機会を活用し市広報や市ホームページで広報・啓発活動を検討したい。	済み

	発達	発達障害では、こだわりが強い、やり方を柔軟に変えられないなど特徴があって、普通の人には当たり前に行うことができないことを理解してもらえない。	引き続き、発達障害に限らず障害や障害のある人に対する市民の理解を深めてもらえるよう、障害者週間などの機会を活用し市広報や市ホームページで広報・啓発活動を行う。 障害者週間に合わせ、発達障害についての理解を深めてもらうため、市広報（平成 30 年 12 月号）にて啓発を行った。	済み
	精神	お金の管理が苦手で、常に悩んでいる。	社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業により対応している。	済み
		精神障害に対する正しい理解をしてもらうように、広報などをしっかり出してほしい。	精神障害には特化していないが、障害に対する理解を深めてもらえるように、市広報やイベント等での展示を通じて啓発に努めている。	済み
	重心	生まれてすぐに障害がわかったが、どこに相談すればよいか紹介してもらえなかった。生まれてすぐに情報がほしい。	病院との連携が必要と思われるため、豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議等で検討したい。	継続
	児童	障害福祉サービスの内容などの情報がどこに行けばもらえるのかわからない。	本市の HP 上に福祉のしおりを掲載している。	済み
交通、移動支援	肢体	身体障害者にとって、駐車場の無料時間を延長するなど配慮がほしい。	商業施設の管理業者に問い合わせたところ、要望があれば検討されることが確認できたので、必要に応じて要望に同行したい。	継続
		日常の生活圏内での移動にかかる鉄道の割引対応について見直してほしい。	障害者団体による JR への要望に同行した。引き続き要望があれば同行したい。	済み
	視覚	タクシー券について、1 回で複数枚使えるようにしてほしい。	今後検討していきたい。	継続
		ボタン式の信号機を改善してほしい。（視覚障害者には、ボタン信号機であることがわからない）	信号機の所管の警察に要望をしていただきたい。要望に際しては、必要に応じて同行したい。	済み
	知的	移動支援は、利用時間に制約があり、なかなか使えない。	基本的には相談支援事業所が作成する要望に基づいた計画案に記載されていた支給量をもとに支給決定をしているので、利用時間に制約は生じないと考えられる。	済み
発達支援	発達	療育は子ども対象であるが、発達障害とわかったのがある程度、大きくなってからの場合、そのような人にも療育の機会がほしい。	18 歳以下であれば放課後等デイサービスがあるが、大人のための療育の場と言うものはない。現状としては、既存の障害福祉サービス事業所で障害特性に応じた支援を受けていただくことになる。 なお、発達障害の方の相談機関としては、ひょうご発達障害者支援センタークローバー豊岡ブランチャ、トータルハーモニーがある。	済み
医療費免除	肢体	身体障害者手帳 3、4 級でも医療費免除ができるようにしてほしい。	福祉医療費助成事業は県の制度に基づいて実施しており、市の単独事業として対象者を拡大することは市の財政状況から難しい。 透析については、特定疾病の受給者証があることで負担額を軽減できる。	済み